

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。
また、各項に掲げるもののほか、東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（維持管理業務）（以下「共通公告」という。）による。

【一抜け方式適用一般競争入札に係る注意事項】
この業務は、一抜け方式適用一般競争入札である。落札者の決定は、別紙「一抜け方式に関する事項」のとおりとする。

令和7年12月10日

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 業務名 令和8年度 道路維持修繕事業ほか 高屋町3工区道路河川等維持業務
- 業務管理番号 7-107-0290
- 業務場所 東広島市高屋町一円
- 業務概要 道路維持修繕工 1式、河川維持修繕工 1式、交通安全施設工 1式、維持管理作業に伴う発生土処分 1式、道路除雪作業 1式、動物死骸処理 1式、仮設工 1式
【対象地区】
高屋町松山、高屋町宮領、高屋町大畠、高屋町杵原、高屋町中島、高屋町郷、高屋町溝口
- 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 予定価格 26,404,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- 最低制限価格 有り
- 建設工事の種類 土木一式工事
- 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。(2)から(5)までの要件は、それぞれに特記してある場合を除き、上記8の建設工事の種類について満たしているものとする。

(1) 令和7・8年度東広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種	土木一式工事		
(2) 広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者の指定	不要		
(3) 建設業法第15条の許可（特定建設業許可）の要否	下請契約の予定額が5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）となる場合は特定建設業許可を必要とする。		
(4) 建設業の許可を受けている営業所所在地等 ※営業所とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項で許可を受けた営業所とする（以下同じ）。 ※主たる営業所とは、建設業許可申請書別紙二の「主たる営業所」欄に記載されている営業所とする（以下同じ）。 ※本店とは、登記されている本店とする（以下同じ）。	東広島市高屋町（昭和49年4月20日前の高屋町の区域）に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者		
(5) 認定等級又は年平均完成工事高 ※認定等級（格付け）とは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第4条第1項に規定する資格の格付のことで令和7・8年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。 ※年平均完成工事高とは、令和7・8年度東広島市建設工事競争入札参加資格申請時に提出した総合評定値通知書に記載された工事種類別のものをいう。	ア	東広島市高屋町（昭和49年4月20日前の高屋町の区域）に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者	認定等級（格付け） A、B又はC 年平均完成工事高 問わないものとする

1 0 その他入札条件（詳細については共通公告に記載）

- (1) 「保守・除草・清掃等業務委託契約約款」及び「保守・除草・清掃等業務委託契約約款特約事項」（東広島市ホームページ掲載のもの）
- (2) 落札者は契約後、次のアからウに留意して業務責任者を配置しなければならない。
 - ア 業務責任者には、資格を求めない。
 - イ 業務責任者の専任性・常駐等については、「技術者等の適正配置について」の2(3)現場代理人の専任性・常駐等についてに準ずるものとする。
 - ウ 業務責任者は、保守・除草・清掃等業務委託契約約款第6条第2項に規定する権限を行使できるものでなければならない。
- (3) 落札者は契約後、次のアからエに留意して主任技術者を配置しなければならない。
 - ア 本業務の履行にあたり、建設業法第26条に規定する主任技術者を配置すること。
 - イ 主任技術者は、直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在すること）を有していること。
 - ウ 主任技術者は、業務責任者と兼ねることができる。
 - エ 業務委託料が4,500万円以上となる場合は、主任技術者を専任配置すること。
- ※ 主任技術者には、恒常的な雇用関係（開札日前までに連続して3か月以上の雇用関係にあること）は求めない。
- (4) 市町村税の滞納のない者対象案件：共通公告1(8)参照
- (5) 完全電子案件：共通公告1(9)参照
- (6) 電子くじ実施対象案件：共通公告3C(2)参照
- (7) 本契約においては前払金を請求することができないものとする（「保守・除草・清掃等業務委託契約約款」参照）。
- (8) 債務負担行為に係る契約の特則。各会計年度における業務委託料の支払限度額は次のとおりとする。
 - 令和7年度 0円
 - 令和8年度 残額
- (9) 部分払：各年度における請求できる回数は次のとおりとする。
 - 令和7年度 0回
 - 令和8年度 4回以内とする。

1 1 入札参加及び提出資料

本案件入札に参加しようとする者は、電子入札等システムを利用して入札を行うこと。なお、システム障害等により、書面参加を希望する者は、電子入札実施要領第4条第2項により書面参加申請手続きを行うこと。

1 2 日程等に関する事項

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
公 告 日	令和7年12月10日	東広島市ホームページ 及び 契約課掲示板に掲示する。
設 計 図 書 の 閲 覧	令和7年12月10日～ 令和7年12月16日	東広島市ホームページに掲載する。 ※設計図書を閲覧していない者のした入札は、無効とする。
質 問 書 提 出 期 間	令和7年12月10日～ 令和7年12月18日	質問書（様式第7）により建設部維持課へ持参すること。 提出期間後の質問は受け付けない。
回 答 書 閲 覧 期 間	令和7年12月24日～ 令和8年1月6日	東広島市ホームページに掲載する。 回答書の有無を確認し、回答書がある場合は、必ず閲覧すること。
入 札 期 間	令和8年1月5日 （午前9時～午後5時）及び 令和8年1月6日 （午前9時～午後4時）	電子入札等システムを利用して入札を行う。
開 札 日 時	令和8年1月7日 午前10時55分	電子入札室（本館4階）で行う。
事 後 審 査	開札後に入札参加資格要件を審査し、その後落札決定を行う。	電子入札等システムで落札者決定通知を行う。

1 3 問合せ先

東広島市 総務部 契約課 （東広島市西条栄町8番29号 電話 082-420-0930）

一抜け方式に関する事項

本件は、一抜け方式を適用する入札案件である。

一抜け方式とは、競争入札に付す複数の案件において、落札者を決定する順位をあらかじめ定め、先に落札者となった者のその後の入札を無効とすることにより、順次その後の案件の落札者を決定する入札方式である。

本件と同一日に入札に付す一抜け方式の対象案件は、次表（一抜け方式対象案件一覧表）のとおりとし、取扱いは次のとおりとする。

一抜け方式対象案件一覧表

落札決定 順位	管理番号	件名
1	7-107-0288	令和8年度 道路維持修繕事業ほか 高屋町2工区道路河川等維持業務
2	7-107-0289	令和8年度 道路維持修繕事業ほか 高屋町1工区道路河川等維持業務
3	7-107-0290	令和8年度 道路維持修繕事業ほか 高屋町3工区道路河川等維持業務

- 1 落札者の決定は、落札決定順位欄に記載の番号順に行う。
- 2 先の案件で落札者となった者が、その後の案件にも参加している場合はその入札を無効とする。ただし、一抜け方式により無効となる入札のほかに入札がない場合は、この限りではない。
- 3 一覧表内の一部の入札案件を中止した場合又は不調となった場合は、当該中止案件はなかったものとみなして、落札決定順位を繰り上げ、以降の入札手続きを続行する。ただし、入札の公正性を阻害するおそれのある場合は、入札及び契約の手続きを中止する場合がある。
- 4 一抜け方式における一部の入札が中止又は不調等によって落札者が決定しない場合、落札者が決定しない入札を別の公告によって後日行うことがある。この場合、本件入札に係る契約者は後日行う入札の落札者になることができない。